

## 禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市内に所在する法人その他の団体が禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの貸出)

第2条 麻生区長（以下「区長」という。）は、禅寺丸柿の広報を目的として、川崎市内に所在する法人その他の団体に対して着ぐるみを貸し出すことができる。

(使用の手続)

第3条 着ぐるみを借り入れ、使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ使用申込書（第1号様式）を区長に提出し、着ぐるみの使用の承諾を受けなければならない。

2 区長は、使用を承諾し、又は不承諾とするときは、禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ使用承諾・不承諾通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承諾にあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用承諾)

第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) キャラクター、または禅寺丸柿等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがある場合
- (8) その他、区長が着ぐるみの使用について不適當であると認められる場合

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみを着用する者の他に、介添えする者を1名以上つけること。
- (7) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、区長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、区長は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月9日より施行する。

平成 年 月 日

禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ使用申込書

(あて先) 麻生区長 あて

(申請者) 住 所

団 体 等 名

代表者氏名

担 当 者		連 絡 先	TEL・FAX: E-Mail:
-------	--	-------	---------------------

着ぐるみの使用に当たり、貸出要領及び下記の使用条件を遵守の上、次のとおり申し込みます。

事 業 の 名 称	
事業の実施日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時
事業の実施場所	
事 業 の 内 容	
参加予定者数	
受取・返却希望日	受取日：平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 返却日：平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 ・着ぐるみは1体ですので、ご要望に添えない場合があります。 ・原則として、イベント実施1日前貸出、終了後則返却（土日、休祝日は除く）とします。
使 用 条 件	1 貸出及び返却は、麻生区役所で行います。 2 火気及び危険物の近辺での使用は避けてください。 3 荒天時での屋外使用は避けてください。 4 着ぐるみを着用する者の他に、介添えする者を1名以上つけてください。 5 着ぐるみ着用方法・注意事項の説明書に従い大切に扱ってください。 6 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。 7 当日の記録写真（データ）を提出してください。 8 修理が必要な場合、その費用は使用者にて負担していただきます。 ※事業内容等に応じて、その他条件を付す場合があります。

■区記入欄

受付日	貸出日・時間	貸出確認	返却日・時間	返却確認

平成 年 月 日

禅寺丸柿キャラクター「かきまるくん」着ぐるみ使用承諾・不承諾通知書

住 所

団 体 等 名

代表者氏名 様

平成 年 月 日付けの申し込みについて、次のとおり、着ぐるみの使用を（承諾・不承諾）いたします。

麻生区長

貸 出 期 間

貸出日：平成 年 月 日（ ）午前・午後 時

返却日：平成 年 月 日（ ）午前・午後 時

使 用 条 件  
（承諾の場合）

- 1 貸出及び返却は、麻生区役所で行います。
- 2 火気及び危険物の近辺での使用は避けてください。
- 3 荒天時での屋外使用は避けてください。
- 4 着ぐるみを着用する者の他に、介添えする者を1名以上つけてください。
- 5 着ぐるみ着用方法・注意事項の説明書に従い大切に扱ってください。
- 6 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。
- 7 当日の記録写真（データ）を提出してください。
- 8 修理が必要な場合、その費用は使用者にて負担していただきます。
- 9 その他

（ ）

理 由  
（不承諾の場合）